

身体障害者手帳の新規申請・再交付申請をされる皆様へ

平成28年1月1日から個人番号(マイナンバー)の記入が必要となりました。

1 本人が申請書を提出される場合、市町受付窓口において、個人番号の確認と身元確認ができるものを提示してください。

(個人番号カードを持っている場合)

個人番号カードの提示

(個人番号カードを持っていない場合)

通知カードまたは住民票(番号付)+身元が確認できるもの※

※1点で確認できるもの…運転免許証、旅券(パスポート)、
障害者手帳(写真付)など

2点以上必要なもの……健康保険証と年金手帳 など

～申請書類を郵送で提出される場合、上記の写しを添付してください。～
(個人番号カードは両面の写しを添付してください。)

2 本人以外の方が申請書を提出される場合

(1) 本人が作成した申請書を本人以外の方が提出する場合は、申請書を封筒に入れる等してください。(この場合は、委任状は必要ありませんが、本人の番号及び身元確認ができる書類又はその写しを同封してください。)

(2) 本人以外の方が申請書を作成する場合は、委任状が必要です。この場合は、代理人の身元確認ができる書類及び本人の番号確認ができる書類又はその写しが必要です。法定代理人(親権者、成年後見人など)が申請書を作成する場合は、委任状は必要ありませんが、戸籍謄本その他資格を証明する書類及び代理人の身元確認ができる書類が必要になります。

～申請書類を郵送で提出される場合、上記書類の写しを添付してください。～
(委任状は原本を添付)